

米国でのビジネスはどう変わるか

池田祐久

米国ビジネス法環境としての「アメリカファースト」

- ▶ トランプ政権よりはるか前から「アメリカファースト」
- ▶ 自国の投資家・消費者・企業を保護する法規制は米国が突出
 - ◆ 米国投資家保護 証券法（1933年）
(例) 日本の地銀同士の合併が米国企業同士の合併と同等の届出
 - ◆ 米国消費者保護 独禁法（1890年）
(例) 日本企業と非米国企業との台湾での協議が1500億円の罰金
 - ◆ 米国企業・産業保護
(例) 関税、CFIUS

米国の企業・産業を守る法的ツールとしての関税、CFIUS

- ▶ CFIUS 米国の「国家安全保障を守るために」の委員会（1975年）
- ▶ 関税 米国の「国家安全保障を守るために」(米国通商拡大法 - 1962年)
米国の「非常事態に経済取引を制限するため」（国際緊急経済権限法 - IEEPA - 1977年）
- ▶ 関税が違憲と最高裁が判断した場合、日本企業にとってどうなる
 - ◆ 支払った関税は戻ってくるのか
 - ◆ 日本と日本企業への中長期的な影響は

今後日本企業に適用がある米国ビジネス法はどうなるか

- ▶ トランプ2.0での日本企業に適用されるビジネス法はどうなるか、執行は軟化するか強化されるか
 - ◆ 独禁法、半贈賄法、CFIUS
 - ◆ 敵対国への制裁法
 - 少額免除規定は原則無し
- ▶ トランプ政権以降の米国ビジネス法制度は

日米関税交渉で「合意」した対米5500億ドルの投資

- ▶ 7月20日の参議院選挙翌日の日米当局の合意
 - ◆ 法的拘束力は無し。投資の期限は2029年1月。半導体、医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、AI、量子分野など、経済安全保障上重要な9分野に最大5500億ドルの投融資枠
 - ◆ 「満額」なのか「枠」なのか。投資vs融資。スキームは。当初 vs その後
- ▶ 5500億ドルをどう期限内に達成するのか。そこまで案件はあるのか、期限内に達成できなかつたらどうなる
 - ⇒ 個人的意見だが今は日本としては実質的に「枠」と捉え、したたかかつ戦略的に実施するべき
- ▶ 巨額資金が、真に日本の経済成長と安全保障に資する形で活用されるか否かが極めて重要。合意 당시に石破総理大臣は、今回の合意が自身の「関税より投資」という方針の成果であると説明

米国の製造業は復活するのか

- ▶ トランプ政権による米国内産業を保護する政策支援や補助の結果、国内回帰は本当に進むのか。米国の製造業回帰は中長期的な傾向
- ▶ 半導体や一部の戦略産業 vs 労働集約型産業
- ▶ エネルギー、AI、高度技術の3点セットが米国製造業復活への軸となる。AIを企業に蓄積されてきた技術と組み合わせることで、新しい製造業態を目指す
- ▶ 日本は高い技術と投資余力を有していて、米国と補完し合える強みを持つ。エネルギー、AI、半導体、素材などの分野では、日米がどこで何をつくるかを共同設計する段階。日本企業にとって、安全保障の枠組みの中に位置づけられた新たな成長機会が広がる。対米投資5500億ドルは「枠」であり、チャンスと捉える目線が重要

移民政策に伴い米国の強さは失われるのか

- ▶ 戦後80年の米国の強みの源泉。これまでの米国の人材戦略と成長モデルに照らすと米国の潜在成長率は確実に低下。
- ▶ トランプ1.0政権からバイデン政権、そして現在
 - ◆ H1-Bビザの取得難度が格段に上がったことにより、米国にグローバルな高技能人材およびそれを目指す学生が集まりにくくなつた
 - ◆ しかし現状として米国人はIvy League大の新卒でも就職口がない。大学が公共財として機能していない。AI導入による雇用のシフト⇒米国の産業構造変革へ。移民政策の変化の影響は限られる？
- ▶ 日本企業にとってはグローバルな人材確保のチャンス。ただし日本は雇用の安定を守るために変化への対応力を失ってきた。日本企業の人材戦略は日本にとっての新たな成長機会を見据えて進めるべき